別表十一（一の二）　一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期繰入額		1	円	貸倒実績率の計算	平成23年改正令附則第５条第２項の規定の適用	10	有・無
繰入限度額の計算	期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（26の計）	2			前３年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	11	円
	貸倒実績率（19）	3			(11)／前３年内事業年度及び連結事業年度の数	12	
	実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（28の計）	4	円		前３年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）の貸倒れによる損失の額等の合計額 令第96条第６項第２号イの貸倒れによる損失の額の合計額	13	円
	法定の繰入率	5	1,000		損金の額に算入された令第96条第６項第２号ロの金額の合計額	14	
	繰入限度額（(2)×(3)）又は（(4)×(5)）	6	円		損金の額に算入された令第96条第６項第２号ハの金額の合計額	15	
	経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額 (6)×（25％、50％又は75％）	7			益金の額に算入された令第96条第６項第２号ニの金額の合計額	16	
	公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)×116又は112／100	8			貸倒れによる損失の額等の合計額 (13)＋(14)＋(15)－(16)	17	
繰入限度超過額 (1)－((6)、(7)又は(8))		9			(17)×12／前３年内事業年度及び連結事業年度の月数の合計	18	
					貸倒実績率（小数点以下４位未満切上げ） (18)／(12)	19	

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(20)のうち税がみなし売上げに該当しないものの額	対価の額が適格合併等により移転する売掛債権等の額	第52条第１項第３号に該当する法人の令第96条第６項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (20)＋(21)－(22)－(23)－(24)－(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (26)－(27)
	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年４月１日から平成12年３月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債権からの控除割合（小数点以下３位未満切捨て） (30)／(29)	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額 (26の計)×(31)	32	円

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表十一（一の二）の表を次のように改める。